

寝屋川市新型インフルエンザ等 対策行動計画（改訂版）の概要

1 寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画(改訂版)の概要

(1) 行動計画整備の背景

- ・ 新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持たないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- ・ 平成 25 年 4 月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、病原性が高い新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する。
- ・ 本市では、特措法の制定以前から、「寝屋川市大規模な感染症対応マニュアル」を作成し、体制の整備を図っていた。特措法の施行を期に策定された、政府及び大阪府の新型インフルエンザ等対策行動計画を受け、本市の対策の充実やその強化を図るため、平成 26 年 3 月に寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したが、今般の保健所の設置に伴う役割を明確化するため改訂する。
今後とも、政府ガイドラインや専門的知見をもとに各種対応マニュアル等を整備し、対策の充実を図る。

(2) 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

新型インフルエンザ等 (特措法第 2 条第 1 号)	新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第 6 条第 7 項)	新型インフルエンザ (感染症法第 6 条第 7 項第 1 号)
		再興型インフルエンザ (感染症法第 6 条第 7 項第 2 号)
	新感染症 (感染症法第 6 条第 9 項)	全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る (特措法第 2 条第 1 号において限定)

※ 感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※ 特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

(3) 改訂のポイント

- ・ 来年4月の中核市移行を踏まえ、保健所の移管に伴う本計画における市保健所の役割を明確にすること。
- ・ 保健所設置市となることに対して、改めて大阪府との連携や協力体制の確認をすること。
- ・ 新型インフルエンザ等の予防や感染拡大防止の対策及び取組みの実施主体の確認と見直しを行うこと。
- ・ 文章構成の見直しや言葉の用法の点検及び語句の整理を行うこと。

(4) 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

① 対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える

※社会の状況に応じて臨機応変に対応する

※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮

② 対策の留意点

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 危機管理としての特措法の性格
- ・ 関係機関相互の連携協力の確保
- ・ 記録の作成・保存

③ 被害想定

	寝屋川市	国	大阪府
人口（平成 22 年）	約 24 万人	約 1 億 2,806 万人	約 886 万人
罹患者数（25%）	約 6 万人	約 3,200 万人	約 220 万人
※以下、アジアインフルエンザ並の致命率 0.53%の場合による推計			
受診患者数（上限値）	約 4.7 万人	約 2,500 万人	約 173 万人
入院患者数（上限値）	約 1 千人	約 53 万人	約 3.7 万人
死亡者数（上限値）	約 330 人	約 17 万人	約 1.2 万人
1 日当たり最大入院患者数 （流行発生から 5 週目）	約 190 人	約 10.1 万人	約 7 千人

(5) 市行動計画の構成

- ・ 特措法に基づく行動計画
- ・ 特措法で規定された各種の対策や措置とその運用を記載
- ・ 市をはじめ、保健所、医療機関、指定地方公共機関事業者、事業者及び市民、各々の役割分担を明記

項目	対策	効果
(1)体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内一体となった体制整備の推進 ・ 国や大阪府、近隣自治体、事業者等との連携を図る ・ 寝屋川市災害対策本部の設置（本部長：市長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前準備の進捗の確認 ・ 相互一体となった取組 ・ 本部長(市長)の権限強化
(2)まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染対策についての普及、啓発 ・ 地域や職場における感染対策の強化 ・ 不要不急の外出自粛や施設の使用制限の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大の可能な限りの抑制 <p>※緊急事態宣言発出時における対策は、<u>いづれも府と連携して行う</u></p>
(3)予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録事業者に対する特定接種の実施 ・ 市民に対する予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会機能維持 ・ 適切な接種によるまん延防止
(4)医療・サーベイランス体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日診療所を含む医療体制の整備の推進 ・ 臨時の医療施設の開設等 ・ 国・大阪府が実施するサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や大阪府等との連携の強化 ・ 医療提供体制の確保 ・ ウイルス侵入監視強化

2 発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 体制の整備 市内発生の早期確認 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生の遅延と早期発見 市内発生に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大の抑制 感染拡大に備えた体制整備 適切な医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害及び市民生活・地域経済への影響の最小限化 医療提供体制の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活・地域経済の回復と流行の第二波への備え
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 連携体制の確立 各部局における業務継続計画の策定 研修、訓練の実施 新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家等の養成 	国・大阪府・市・指定（地方）公共機関挙げての体制強化			<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の廃止 健康危機管理対策会議の開催
		【府内発生早期と公表、又は緊急事態宣言発出時】 市対策本部の設置			

	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期	
サーベイランス・ 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ サーベイランスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ サーベイランス体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ サーベイランス体制の強化 ・ 積極的疫学調査チームとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 国や大阪府と連携したサーベイランスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 再流行の早期探知のためのサーベイランス再強化 	
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供、共有についての体制整備 ・ コールセンターの設置の準備 	一元的な情報発信、市民への分かりやすい情報提供				<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な手段による速やかな情報提供 ・ コールセンターの設置
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な手段による速やかな情報提供 ・ コールセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・ コールセンターの体制充実・強化 ・ 患者発生情報の公表 ・ 濃厚接触者の調査、臨時休業の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・ コールセンターの継続 ・ 患者発生情報の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供のあり方の評価と見直し ・ コールセンターの体制の縮小 ・ 第二波に備えた情報の提供 	

	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人、地域及び職場での感染予防や対応方法についての普及啓発 特定接種、予防接種の体制整備 海外での新型インフルエンザ発生時における検疫体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市内での発生及び感染拡大防止策の準備 特定接種の準備、開始 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 市民への予防接種の準備、開始 患者への対応 <p style="text-align: center;">【緊急事態宣言発出時】 外出自粛、施設の使用制限等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 市民への予防接種の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた市民に対する予防接種の継続
医療	<ul style="list-style-type: none"> 医療資器材の整備 市内発生に備えた医療の確保 医療従事者等への研修や訓練への参加 院内感染防止に関する情報提供 新型インフルエンザ患者の搬送体制確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府が示す新型インフルエンザ等の症例定義の周知 医療体制の整備 帰国者・接触者相談センターの周知 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の整備 医療機関・薬局における警戒活動 <p style="text-align: center;">【緊急事態宣言発出時】 医療等の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の整備 在宅療養者への支援 医療機関・薬局における警戒活動 <p style="text-align: center;">【緊急事態宣言発出時】 ・医療等の確保 ・臨時の医療施設の設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 流行の第二波への備え

	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
生活環境の保全その他の市民の生活及び 地域経済の安定に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への生活支援の方法の検討 ・ 火葬能力等の把握 ・ 物資の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への生活支援の準備 ・ 職場における感染予防策の準備 ・ 遺体への対応の検討 ・ 事業者に売惜しみ等生じないよう必要な措置を講じる ・ 物資の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への生活支援の実施 ・ 職場における感染予防策の呼びかけ ・ 埋火葬の対応 ・ 事業者に売惜しみ等生じないよう必要な措置を講じる ・ 物資の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への生活支援の継続 ・ 職場における感染予防策の呼びかけ ・ 埋火葬の対応 ・ 事業者に売惜しみ等生じないよう必要な措置を講じる ・ 物資の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への生活支援の継続 ・ 職場における感染予防策の呼びかけ ・ 埋火葬の対応 ・ 事業者に売惜しみ等生じないよう必要な措置を講じる ・ 物資の備蓄等
			<p>【緊急事態宣言発出時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定（地方）公共機関は業務実施に必要な措置開始 ・ 緊急物資の運送 ・ 生活関連物資等の価格の安定 	<p>【緊急事態宣言発出時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定（地方）公共機関は事業継続 ・ 緊急物資の運送 ・ 生活関連物資等の価格の安定 ・ 要援護者への生活支援 	<p>【緊急事態宣言発出時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の再開 ・ 緊急事態措置の縮小もしくは中止